

中原区体育及びスポーツ振興事業（区長杯贈呈事業）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、区長杯の贈呈を希望する団体等の主催者が申請から報告するまでの必要な事項を定めるものとする。

（対象及び基準）

第2条 区が区長杯を贈呈することにより区民の体育及びスポーツの振興、発展を促し、また体育及びスポーツ等を通じ、区民の相互親睦を深め、健康で明るく住み良いまちづくりの推進を目的として実施される大会等（以下「大会等」という。）に対し、次の各事項に該当するときは、予算の範囲内で区長杯を贈呈する。

- （1）第1条の目的に沿った大会等であること。
- （2）中原区内において主に活動している団体であること。
- （3）区全体の行事として実施される大会等であること。
- （4）区内全域から参加することができる大会等であること。
- （5）前4号に掲げるもののほか、区民の相互親睦を深め地域の振興、発展に寄与すると区が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各事項のいずれかに該当すると認められる大会等については、区長杯の贈呈を行わない。

- （1）法令又は公序良俗に反するもの
- （2）営利を目的としているもの
- （3）区の政治的及び宗教的中立性を損なうおそれのあるもの
- （4）その他、区が区長杯を贈呈するにふさわしくないと認めるもの

（贈呈依頼書及び結果報告書の提出）

第3条 区長杯の贈呈を希望する大会等の主催者は、区長杯贈呈依頼書（第1号様式）に大会等の開催要領、開催が確認できる資料等を添付し、地域振興課あて提出すること。

2 大会等の終了後は、区長杯贈呈大会結果報告書（第2号様式）と大会等の結果が確認できる資料等を地域振興課あて提出すること。

（事務）

第4条 区長杯の贈呈に関する事務は、地域振興課において処理する。ただし他の表彰要綱等にかかる区長杯贈呈依頼等については、事務を所掌する課等を通じて行うものとする。

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、区長杯の贈呈に関し必要な事項は、区が定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

(第1号様式)

区長杯贈呈依頼書

大会名	
大会実施日時	年 月 日 午前 時 分～ 午後 時 分
場 所	
大会趣旨概要	・趣 旨 ・出場チーム、人数
主催団体	
代表者名	
希望欄（区長杯の種類、個数等）	
<p>上記により実施しますので、区長杯の贈呈を依頼いたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所</p> <p>電話</p> <p>氏名 印</p> <p>(連絡先： —)</p> <p>(あて先) 川崎市中原区長</p>	

※依頼申請時に大会等の開催要領等を必ず添付してください。

※大会等が終了した場合には結果報告書と関係資料等をご提出ください。

報告書提出 月 日

(第2号様式)

区長杯贈呈大会結果報告書

大会名		
大会	年 月 日	
実施日時	開始時刻	終了時刻
大会		
実施会場		
大会	出場チーム	チーム
実施結果	人数	名
	対戦結果	・優勝 ・準優勝 ・ ・
上記のとおり実施したことを報告いたします。		
年 月 日		
住所		
氏名		
連絡先電話番号		
(あて先) 川崎市中原区長		